

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件名 日本年金機構で使用する高圧電力（東京電力管内）
- (2) 需要場所 別添1のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

供給先各官署に供給する電気のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、日本年金機構に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2026-01/2025%20RE100%20Technical%20Criteria-Japanese%20%201.pdf>

また、別添3-2において開示した再生可能エネルギー発電施設で発電された電気及び当該電気に由来する環境価値を供給すること。

- (1) 供給電気方式等 別添1のとおり
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ① 契約電力：実量制とし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
(目安として別添1に令和9年4月の予定契約電力を記載する。)
 - ② 予定使用電力量：別添1のとおり。
- (3) 使用期間
 - 自 令和9年4月1日 以降最初の検針日
 - 至 令和10年3月31日 以降最初の検針日の前日
- (4) 電力量等の計量：別添1のとおり。
- (5) 需給地点

需要場所における受電設備の終端接続部接続端子と給電者の設置した終端接続部接続端子との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

(8) 電気料金の算定方法
電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

電気料金の計算は、次の①—1、①—2、①—3及び①—4を合計して得た金額とする。

①—1 基本料金

契約ごとに基本料金単価を定め、当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

①—2 電力量料金

契約ごとに電力量料金単価を定め、当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①—3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①—4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金(以下「再エネ賦課金」という。)は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(9) 入札金額算出方法

①容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

②本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(10) 対価の支払方法

① 月毎に各需要場所の契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整(単価含

む)、請求金額等明細内訳を記載した報告書(任意様式)を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。

② 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求することができる。

(1 1) その他

① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再エネ賦課金については、管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対し定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

③ 再生可能エネルギー電気の確認資料

受託事業者は、契約年度における電気の供給が終了後、原則3か月以内に、供給元電源情報及び供給を行った電気に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添3-5及び別添3-6を日本年金機構に送付すること。原則3か月以内までの送付が難しい場合は、協議により定めた期間内に提出すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添3-5及び別添3-6提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が「2.仕様」を満たしていない場合、受託事業者は、「2.仕様」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを日本年金機構に提出する等により補修すること。

④ その他この仕様書に定めのない事項については、担当部署の指示に従うものとする。

(1 2) 主体的業務等の再委託の禁止

当該業務の実施にあたり、主体的部分(業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求)を第三者へ委託することは認めないものとする。

(1 3) 是正措置

受託事業者が日本年金機構に供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転を行う再生可能エネルギー発電施設のいずれかにおいて、その設置又は運転に関して事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令の違反が明らかになった場合、受託事業者は、当該発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は環境価値の日本年金機構に対する供給を停止するとともに、その代わりとして、違反が認められない他の発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は当該電気に由来する環境価値を供給しなければならない。

3. 入札参加に関する注意事項

(1) 事前提出書類

別添3-1、別添3-2、別添3-3及び別添3-4を令和8年12月1日(火)正午までに「4. 担当部署」に提示すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は、令和8年12月9日(水)17時までに「4. 担当部署」より電話で連絡を行う。

(2) 仕様書に関する質疑

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別添2の質問書を作成のうえ、「4. 担当部署」に電話連絡後、令和8年10月21日(水)正午までにFAXにより提出を行うこと。質問事項に対する回答は、令和8年11月6日(金)18時頃に日本年金機構HPに掲載する。

4. 担当部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 担当：篠原

T E L 03-6892-0727 F A X 03-6892-7993

1. 概要				2. 仕様（1）供給電気方式等						令和9年4月～令和10年3月の使用電力量見込（単位：kWh）														
案件番号	エリア	拠点数	契約電力 (kW)	①供給電気方式	②供給電圧 (V) (標準電圧)	③計量電圧 (V) (標準電圧)	④標準周波数 (Hz)	⑤受電方式	⑦蓄熱式 負荷設備の有無	令和9年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和10年 1月	2月	3月	合計	夏季	その他季
4	日本年金機構で使用する高圧電力（東京電力管内）	67	5,308	交流 3 相 3 線式	6,000	6,000	50	※各エリア別添1を参照	無	555,194	636,270	877,633	987,189	993,966	741,346	588,894	659,787	710,892	831,742	684,877	637,484	8,905,274	2,722,501	6,182,773
	日本年金機構で使用する高圧電力（東京電力管内:特別高圧）	1	2,600							822,984	854,058	895,314	1,002,300	1,044,654	956,124	875,724	803,718	867,180	827,868	656,370	702,030	10,308,324	3,003,078	7,305,246

※ 各案件の契約期間は令和9年4月1日～令和10年3月31日を想定していますが、契約後に必要な調達期間次第では令和 9 年1月からの契約開始を検討しています。なお、移転等に伴い供給地点が変更となる可能性があります。

概要									【参考】令和9年4月～令和10年3月の使用電力量見込（単位：kWh）													
項番	エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	⑥契約電力 (KW)	⑦蓄熱式 負荷設備 の有無	⑧検針 方法	⑨計量器 構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
66	東京	水戸南年金事務所	茨城県水戸市柳町 2－5－1 7	1回線受電	66	無	自動検針	本線	6,025	6,323	8,682	11,231	10,631	8,403	5,879	6,824	7,364	8,022	6,996	7,074	93,454	8,905,274
67	東京	水戸北年金事務所	茨城県水戸市大町 2－3－3 2	1回線受電	51	無	自動検針	本線	5,136	4,886	6,644	8,309	8,093	6,731	5,180	6,209	7,464	8,562	7,168	7,174	81,556	
68	東京	土浦年金事務所	土浦市小松 1－3－3 3ハトリビル 1階・2 階	1回線受電	69	無	自動検針	本線	991	975	884	882	880	859	921	962	1,060	1,092	970	1,024	11,500	
69	東京	下館年金事務所	茨城県筑西市菅谷 1 7 2 0	1回線受電	53	無	自動検針	本線	5,650	5,408	7,097	8,682	9,228	7,658	5,718	6,215	7,974	9,222	7,525	7,107	87,484	
70	東京	日立年金事務所	茨城県日立市幸町 2－1 0－2 2	1回線受電	41	無	自動検針	本線	3,600	4,823	6,036	6,772	6,711	4,798	4,662	6,364	5,858	6,879	5,940	4,919	67,362	
71	東京	宇都宮東年金事務所	栃木県宇都宮市元今泉 6－6－1 3	1回線受電	92	無	自動検針	本線	9,097	9,629	13,253	16,177	16,646	11,692	9,508	11,443	12,179	16,432	13,458	12,068	151,582	
72	東京	宇都宮西年金事務所	栃木県宇都宮市下戸祭 2－1 0－2 0	1回線受電	68	無	自動検針	本線	6,487	6,301	8,669	10,542	10,850	8,537	6,650	7,632	9,250	11,291	9,066	9,653	104,928	
73	東京	大田原年金事務所	栃木県大田原市本町 1－2 6 9 5－2 2	1回線受電	92	無	自動検針	本線	8,634	7,432	10,118	12,920	13,522	11,184	8,681	10,634	12,265	14,916	12,330	12,295	134,931	
74	東京	栃木年金事務所	栃木県栃木市城内町 1－2－1 2	1回線受電	82	無	自動検針	本線	9,955	12,775	16,742	20,258	19,891	15,638	10,490	9,989	11,101	13,711	11,386	10,766	162,702	
75	東京	今市年金事務所	栃木県日光市中央町 1 7－3	1回線受電	49	無	自動検針	本線	3,896	3,628	5,210	6,283	6,248	5,245	3,963	4,362	5,794	6,753	6,256	5,628	63,266	
76	東京	前橋年金事務所	群馬県前橋市国領町 2－1 9－1 2	1回線受電	51	無	自動検針	本線	5,746	5,587	7,476	8,682	8,750	7,119	5,629	6,701	7,577	9,255	7,955	7,303	87,780	
77	東京	桐生年金事務所	群馬県桐生市錦町 2－1 1 1－1 9	1回線受電	56	無	自動検針	本線	4,162	4,582	7,384	9,242	8,913	6,701	4,580	6,520	7,801	9,455	7,156	6,173	82,669	
78	東京	高崎年金事務所	群馬県高崎市栄町 1 0－1	1回線受電	74	無	自動検針	本線	8,190	7,690	10,401	13,887	12,948	10,370	7,703	8,569	10,558	12,400	10,194	10,051	122,961	
78	東京	高崎年金事務所	群馬県高崎市××××（受託後、別途通知）	1回線受電	74	無	自動検針	本線	8,190	7,690	10,401	13,887	12,948	10,370	7,703	8,569	10,558	12,400	10,194	10,051	122,961	
79	東京	渋川年金事務所	群馬県渋川市石原 1 4 3－7	1回線受電	51	無	自動検針	本線	6,199	5,317	7,733	9,796	10,054	8,202	5,976	6,752	8,215	8,358	6,974	6,320	89,896	
80	東京	太田年金事務所	群馬県太田市小舞木町 2 6 2	1回線受電	89	無	自動検針	本線	8,432	8,436	12,358	16,493	16,012	13,276	9,126	8,642	10,562	11,791	10,142	9,705	134,975	
81	東京	浦和年金事務所	埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5－5－1	単線受電	151	無	自動検針	本線	12,218	16,647	24,784	26,115	28,367	16,283	14,390	18,688	19,471	23,737	18,605	15,107	234,412	
82	東京	大宮年金事務所	埼玉県さいたま市北区宮原町 4－1 9－9	単線受電	136	無	自動検針	本線	13,194	17,208	21,762	21,888	23,646	16,298	13,620	16,679	16,857	21,415	15,330	14,411	212,308	
83	東京	熊谷年金事務所	埼玉県熊谷市桜木町 1－9 3	単線受電	134	無	自動検針	本線	12,142	14,202	19,184	21,619	19,183	12,726	12,318	15,029	15,796	17,406	13,141	13,033	185,779	
84	東京	所沢年金事務所（本棟）	埼玉県所沢市上安松 1 1 5 2－1	単線受電	61	無	自動検針	本線	6,974	7,902	10,748	10,992	11,024	8,298	6,956	8,072	8,505	9,795	8,071	7,696	105,033	
85	東京	所沢年金事務所（別棟）	埼玉県所沢市上安松 1 1 5 2－1	単線受電	86	無	自動検針	本線	5,735	7,116	11,073	11,728	11,979	8,836	6,473	9,375	11,130	13,232	10,907	8,997	116,581	
86	東京	秩父年金事務所	埼玉県秩父市上野町 1 3－2 8	1回線受電	37	無	自動検針	本線	3,138	3,483	4,725	6,150	6,008	4,369	3,682	4,936	5,010	6,444	5,091	4,840	57,876	
87	東京	千葉年金事務所	千葉県千葉市中央区中央港 1－1 7－1	1回線受電	79	無	自動検針	本線	8,049	9,752	13,632	15,225	14,947	11,540	9,597	11,078	12,245	13,686	12,009	11,269	143,029	
88	東京	幕張年金事務所	千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1－4－2 0	1回線受電	72	無	自動検針	本線	11,988	14,095	17,438	18,758	17,559	13,140	12,531	15,983	15,109	15,933	14,129	12,734	179,397	
89	東京	船橋年金事務所	千葉県船橋市市場 4－1 6－1	1回線受電	92	無	自動検針	本線	8,070	11,063	17,550	16,872	18,623	10,572	7,947	10,283	10,287	11,850	9,175	8,169	140,461	
90	東京	松戸年金事務所	千葉県松戸市新松戸 1－3 3 5－2	1回線受電	93	無	自動検針	本線	10,680	11,220	16,197	19,510	18,613	15,973	11,228	9,686	13,067	15,183	12,728	11,678	165,763	
91	東京	木更津年金事務所	千葉県木更津市新田 3－4－3 1	1回線受電	67	無	自動検針	本線	8,489	8,454	11,292	13,675	13,932	11,855	8,877	8,537	10,558	12,273	10,716	10,481	129,139	
92	東京	佐原年金事務所	千葉県香取市佐原口 2 1 1 6－1（※口はカタカナ）	1回線受電	71	無	自動検針	本線	5,688	5,799	8,313	10,494	10,501	8,358	5,932	6,217	8,167	9,295	8,754	7,726	95,244	
93	東京	千代田年金事務所	東京都千代田区三番町 2 2	1回線受電	179	無	自動検針	本線	18,010	23,980	35,074	34,738	40,608	24,907	19,262	26,821	26,246	32,594	27,043	20,437	329,720	
94	東京	新宿年金事務所（障害年金センター）	東京都新宿区大久保 2－1 2－1	1回線受電	403	無	自動検針	本線	65,897	78,962	108,228	120,233	112,140	94,714	74,035	66,158	63,756	72,898	64,270	71,597	992,888	
95	東京	杉並年金事務所	東京都杉並区高円寺南 2－5 4－9	1回線受電	55	無	自動検針	本線	5,808	6,836	9,914	10,806	10,674	7,769	6,627	7,929	8,946	10,379	8,131	6,659	100,478	
96	東京	中野年金事務所	東京都中野区中野 2－4－2 5	1回線受電	81	無	自動検針	本線	8,246	11,600	16,709	19,018	18,673	9,741	9,225	11,552	12,290	15,360	10,418	8,369	151,201	
97	東京	文京年金事務所	東京都文京区千石 1－6－1 5	1回線受電	88	無	自動検針	本線	8,464	10,136	15,103	16,514	17,273	11,705	10,106	11,512	12,831	15,029	11,861	10,722	151,256	
98	東京	墨田年金事務所	東京都墨田区立川 3－8－1 2	1回線受電	71	無	自動検針	本線	8,475	8,015	11,549	14,310	15,052	12,903	8,498	8,733	10,862	12,707	11,499	11,727	134,330	
99	東京	江東年金事務所	東京都江東区亀戸 5－1 6－9	1回線受電	55	無	自動検針	本線	6,408	8,071	10,052	10,971	10,910	7,541	7,008	9,069	9,315	9,819	8,257	7,458	104,879	
100	東京	江戸川年金事務所	東京都江戸川区中央 3－4－2 4	1回線受電	83	無	自動検針	本線	6,638	9,859	14,133	15,780	14,749	8,920	6,805	10,370	11,258	11,661	10,147	7,778	128,098	
102	東京	渋谷年金事務所	東京都渋谷区神南 1－1 2－1	1回線受電	88	無	自動検針	本線	7,497	10,073	12,967	14,320	14,792	8,679	9,153	11,054	11,342	14,649	11,550	8,935	135,011	
103	東京	目黒年金事務所	東京都目黒区上目黒 1－1 2－4	1回線受電	73	無	自動検針	本線	6,519	8,360	11,700	14,195	12,216	8,563	7,609	9,023	9,629	11,321	8,233	8,232	115,600	
104	東京	世田谷年金事務所	東京都世田谷区世田谷 1－3 0－1 2	1回線受電	66	無	自動検針	本線	6,913	9,268	11,441	12,165	11,638	8,800	9,041	9,897	10,301	11,635	9,354	8,109	118,562	
105	東京	旧池袋年金事務所	東京都豊島区南池袋 2－1 7－2	1回線受電	8	無	自動検針	本線	873	898	858	887	884	867	926	900	923	903	805	891	10,615	
106	東京	北年金事務所	東京都北区上十条 1－1－1 0	1回線受電	61	無	自動検針	本線	6,310	8,318	11,765	11,526	12,999	8,286	7,273	9,276	9,692	11,911	9,753	7,208	114,317	
107	東京	板橋年金事務所	東京都板橋区板橋 1－4 7－4	1回線受電	87	無	自動検針	本線	7,630	7,512	10,786	14,831	14,945	11,570	8,217	9,296	11,219	13,351	11,126	10,589	131,072	
108	東京	練馬年金事務所	東京都練馬区石神井町 4－2 7－3 7	1回線受電	103	無	自動検針	本線	7,662	9,401	15,571	17,809	17,983	13,190	8,091	10,665	11,573	13,499	10,756	9,593	145,793	
109	東京	足立年金事務所	東京都足立区綾瀬 2－1 7－9	1回線受電	73	無	自動検針	本線 ⁴	8,601	10,278	14,549	14,110	15,361	11,181	9,221	11,427	11,898	13,581	11,298	9,212	140,717	
110	東京	荒川年金事務所	東京都荒川区東尾久 5－1 1－6	1回線受電	54	無	自動検針	本線	4,349	5,633	9,156	10,090	10,685	6,686	5,167	6,582	7,826	8,568	6,811	5,593	87,146	

概要									【参考】令和9年4月～令和10年3月の使用電力量見込（単位：kWh）													
項番	エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	⑥契約電力 (kW)	⑦蓄熱式 負荷設備 の有無	⑧検針 方法	⑨計量器 構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
111	東京	葛飾年金事務所	東京都葛飾区立石 3－7－3	1回線受電	82	無	自動検針	本線	7,287	9,849	16,842	18,486	18,385	12,682	8,538	9,669	10,420	11,728	9,554	8,302	141,742	
112	東京	立川年金事務所	東京都立川市錦町 2－12－10	1回線受電	95	無	自動検針	本線	10,049	12,244	17,422	18,151	19,215	13,059	10,124	12,306	11,093	13,598	11,043	9,946	158,250	
113	東京	八王子年金事務所	東京都八王子市南新町 4－1	1回線受電	55	無	自動検針	本線	7,740	9,611	11,154	12,495	12,631	10,113	9,186	9,420	9,902	10,789	8,884	8,967	120,892	
114	東京	武蔵野年金事務所	東京都武蔵野市吉祥寺北町 4－12－18	1回線受電	61	無	自動検針	本線	6,990	8,318	10,790	12,362	11,693	9,175	7,314	8,436	9,177	10,439	8,503	8,686	111,883	
115	東京	府中年金事務所	東京都府中市府中町 2－12－2	1回線受電	78	無	自動検針	本線	7,137	9,327	13,485	16,339	15,795	12,055	8,440	9,564	10,316	11,122	9,256	9,459	132,295	
116	東京	港北年金事務所	神奈川県横浜市港北区大豆戸町 515	1回線受電	95	無	自動検針	本線	10,760	12,185	15,682	16,623	17,265	13,369	11,004	12,616	12,879	14,896	12,493	11,881	161,653	
117	東京	横浜中年金事務所	神奈川県横浜市中区相生町 2－28	1回線受電	109	無	自動検針	本線	13,411	3,247	1,475	2,235	3,774	1,424	1,519	1,545	1,614	1,663	1,450	1,600	34,957	
118	東京	横浜南年金事務所	神奈川県横浜南区宿町 2－51	1回線受電	92	無	自動検針	本線	8,979	12,347	17,466	17,686	19,396	13,461	9,036	8,812	6,549	7,818	6,811	5,996	134,357	
119	東京	川崎年金事務所	神奈川県川崎市川崎区宮前町 12－17	1回線受電	55	無	自動検針	本線	6,713	6,723	8,385	9,956	10,146	8,953	7,099	6,999	8,217	9,616	8,543	8,460	99,810	
120	東京	高津年金事務所	神奈川県川崎市高津区久本 1－3－2	1回線受電	50	無	自動検針	本線	7,099	7,450	9,863	11,803	11,523	10,505	7,813	6,886	8,572	10,037	8,476	8,189	108,216	
121	東京	平塚年金事務所	神奈川県平塚市八重咲町 8－2	1回線受電	68	無	自動検針	本線	7,342	7,257	9,508	11,928	12,106	10,128	7,707	7,411	9,267	11,142	9,158	9,051	112,005	
122	東京	厚木年金事務所	神奈川県厚木市栄町 1－10－3	1回線受電	73	無	自動検針	本線	8,739	9,772	12,750	14,967	14,142	11,759	8,853	7,992	8,310	9,402	8,309	8,388	123,383	
123	東京	相模原年金事務所	神奈川県相模原市南区相模大野 6－6－6	1回線受電	74	無	自動検針	本線	6,907	8,172	12,239	13,076	12,638	9,056	7,461	8,157	8,850	10,398	8,660	7,712	113,326	
124	東京	小田原年金事務所	神奈川県小田原市浜町 1－1－47	1回線受電	56	無	自動検針	本線	5,907	8,110	10,182	10,655	12,053	8,818	6,747	7,181	8,065	10,288	7,986	7,081	103,073	
125	東京	藤沢年金事務所	神奈川県藤沢市藤沢 1018	1回線受電	101	無	自動検針	本線	12,407	12,260	17,017	18,763	20,071	17,236	13,314	13,984	14,905	18,517	15,646	15,824	189,944	
126	東京	甲府年金事務所	山梨県甲府市塩部 1－3－12	1回線受電	73	無	自動検針	本線	6,467	8,466	10,505	11,188	10,925	7,669	7,841	10,761	10,404	11,264	8,018	6,928	110,436	
127	東京	竜王年金事務所	山梨県甲斐市名取 347－3	1回線受電	66	無	自動検針	本線	6,384	7,881	9,883	10,371	11,725	7,632	7,069	8,082	8,096	10,512	7,979	6,838	102,452	
128	東京	大月年金事務所	山梨県大月市大月町花咲 1602－1	1回線受電	54	無	自動検針	本線	4,013	5,023	7,695	8,270	8,556	5,865	5,862	7,310	9,006	9,297	7,236	5,306	83,439	
129	東京	沼津年金事務所	静岡県沼津市日の出町 1－40	1回線受電	55	無	自動検針	本線	6,277	7,070	9,612	10,629	11,098	9,643	7,181	6,186	7,227	8,720	7,158	6,999	97,800	
130	東京	三島年金事務所	静岡県三島市寿町 9－44	1回線受電	55	無	自動検針	本線	7,060	7,098	8,612	10,213	9,951	8,843	7,743	6,938	8,042	9,164	8,197	8,157	100,018	
131	東京	富士年金事務所	静岡県富士市横割 3－5－33	1回線受電	54	無	自動検針	本線	5,402	7,143	10,676	10,541	11,509	7,800	5,757	7,244	7,175	9,566	6,837	6,041	95,691	
101	東京	旧大田年金事務所【本部管理】	東京都大田区蒲田 4－25－2	1回線受電	42	無	自動検針	本線	1,069	1,094	1,049	1,080	1,080	1,048	1,102	1,074	1,117	1,113	1,002	1,112	12,940	

概要									【参考】令和9年4月～令和10年3月の使用電力量見込（単位：kWh）													
項番	エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	⑥契約電力 (KW)	⑦蓄熱式負荷設備の有無	⑧検針方法	⑨計量器構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
132	東京	日本年金機構本部	東京都杉並区高井戸西3-5-24	2回線受電	2600	有	自動検針	本線	822,984	854,058	895,314	1,002,300	1,044,654	956,124	875,724	803,718	867,180	827,868	656,370	702,030	10,308,324	

日本年金機構で使用する高圧電力（東京電力管内）への質問（回答）書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 様提出者 所在地
事業所名
代表者名
FAX 番号
TEL 番号

⑩

番号	質 問	回 答

【質問書提出期限】 令和8年10月21日（水）正午まで

【質問書提出方法】 F A X （ 03-6892-7993 ） ※送信後電話にてF A X到着確認を行うこと。

【質問書の提出先】 日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管財グループ 篠原（T E L：03-6892-0727）

※質問への回答11月6日（金）18時頃までに日本年金機構ホームページに掲載します。

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法			番 号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ	
④その他 ()			

2 二酸化炭素排出係数及び供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合

	項 目	自社の 基準値
①	令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（事業者全体・供給する電気）（単位：kg-CO2/kWh） ※事業者全体、供給する電気のどちらの値であるかを併せて記載すること。	
②	供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合（本契約の契約電力量に占める再生可能エネルギー電気の予定供給量を右欄に記載すること。）	

- 注1） 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。
- 注2） 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示、及び2①の値が事業者全体であれば0.435、供給する電気であれば0.342以下であり、かつ2②の値が100%である者を本案件の入札適合者とする。
- 注3） 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

住所
会社名
代表者氏名

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開 示 内 容	番 号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方	②環境価値のみ

- 注１ 関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。
- 注２ 相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別添３－３を用いて入札時に提出すること。地域脱炭素化促進事業制度の認定事業から電力を供給する場合には、証明できる資料を入札時に提出すること。
- 注３ 供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別添３－３を用いて入札時に提出すること。入札時に環境価値の電源情報の特定が不可能な場合には別添３－５を用いて発注者が定める期間内に提出すること。
- 注４ 違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。

特定電源割当誓約書

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 様

提出者 所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL番号

⑩

以下のとおり日本年金機構に電気を供給することを誓約する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、日本年金機構に移転することをここに証する。

1 対象拠点(需要施設名、需要施設住所、契約電力)
別添1のとおり

2 供給期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(発電施設及び環境価値の属性情報は別添3-4のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

【照会先】

日本年金機構
会計・資産管理部 管財グループ
担当：篠原
TEL：03-6892-0727
FAX：03-6892-7993

[illegible]

【別添】環境価値の属性情報(見込みを含む。)

[illegible]

特定電源割当証明書

日本年金機構 理事長代理人
 会計・資産管理部長 岡部 太 様

提出者 所在地
 事業所名
 代表者名
 FAX番号
 TEL番号



1 お客様情報

お客様番号 ○○○○
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別添3-6のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

担当者等連絡先

部署名 :
 責任者名 :
 担当者名 :
 T E L :
 E - mail :

電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法

1. 落札方式

落札者の決定は、次の要件ア～エの全てに該当する者のうち、2の「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点が最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。

ウ 小売電気事業者の事業者全体又は本契約で提供される電力（以下「調達電力」という。）の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）が、事業者全体であれば 0.435 kg-CO₂/kWh 以下、調達電力であれば 0.342 kg-CO₂/kWh 以下であること。

エ 調達電力に占める再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電気が 100% であること。再エネ電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を評価対象とする。

なお、イ～エの要件については別添 3-1 を提出すること。

2. 総合評価点の計算方法

(1) 得点

得点については、1「落札方式」のウ及びエを満たしているものに標準点（100 点）を与える。更に 2（2）「評価基準」に基づき、評価に応じて得点（以下「加算点」という。）を与える。なお、加算点の満点は 50 点とする。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格}}$$

・ 得点 = 標準点の満点（100 点） + 加算点の満点（50 点）

(2) 評価基準

加算点は各評価基準ア～キに応じて点数を与え、その総計とする。

加算点の評価項目		配点※
ア	事業者全体の二酸化炭素排出係数	20 点
イ	調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10 点
ウ	再生可能エネルギーの導入状況	5 点
エ	未利用エネルギーの活用状況	5 点
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5 点
カ	指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5 点

各項目の評価方法の詳細は次頁以降のとおり。

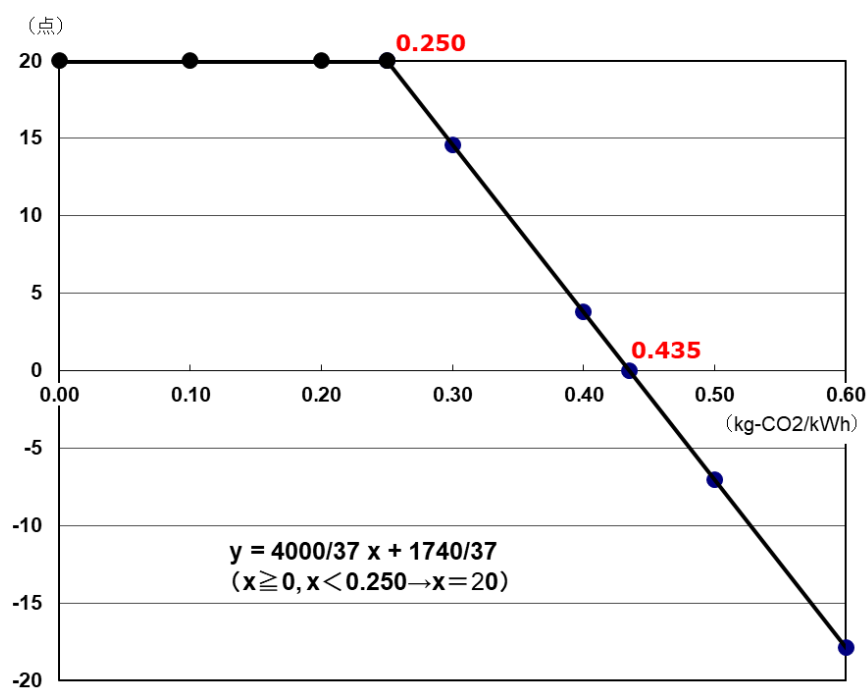
ア 令和 7 年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数

令和 7 年度の事業者全体の調整後排出係数として、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値を評価する。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。温対法に基づき令和 7 年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和 7 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

線形評価とし、0.435 kg-CO₂/kWh を下回る場合は 20 点を上限に加点し、上回る場合は減点する。なお、0.250 kg-CO₂/kWh 以下は満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点ア： } y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37} \quad (x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow x = 20)$$



図Ⅱ－2.1－1 事業者全体の二酸化炭素排出係数に係る評価式及び評価図（加算点）

なお、線形評価に当たっては自動算定用のエクセルを[環境省のホームページに掲載](#)しているので参考にされたい（以下同じ）。

イ 調達電力に占める再エネ電気の割合

評価対象の再エネ電気は1「落札方式」で定めるとおり、100%で満点を与える。

ウ 再エネの導入状況

再エネの導入状況とは、次の①から⑤に示した再エネ電気の利用量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。ただし、①から⑤の再エネ電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ①自社施設で発生した再エネ電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再エネ電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))
- ②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度¹により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)²の量(kWh)
- ③J-クレジット制度³により認証された再エネ電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④非化石価値取引市場⁴から調達した固定価格買取制度による再エネ電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再エネ電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

(算定方式)

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端) (kWh)}} \times 100$$

¹ 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO₂排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

² グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量(kWh)とする。

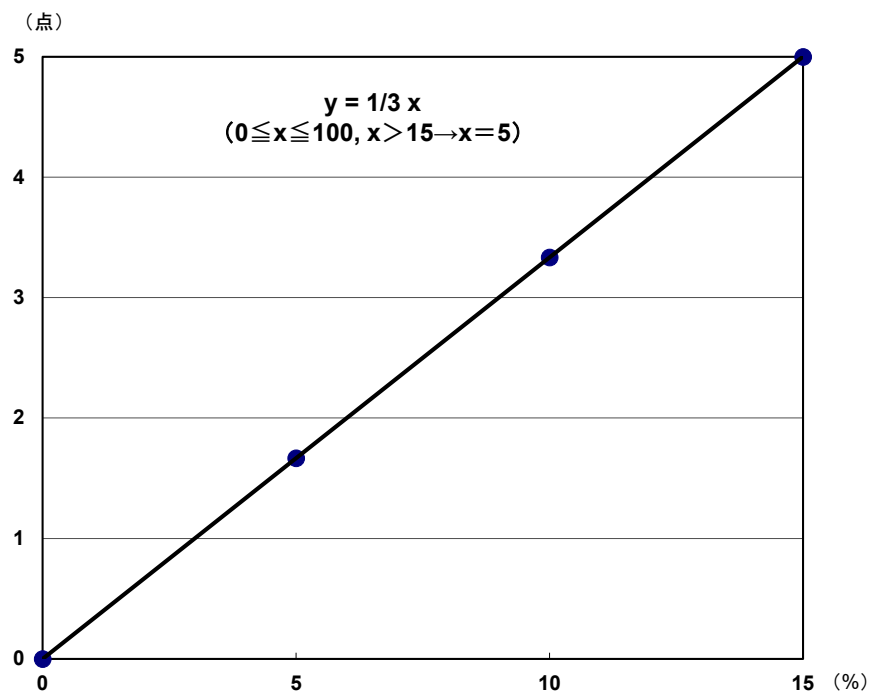
³ 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

⁴ 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非FIT非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する
導入していれば加点することとし、15%を満点として5点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ウ： $y = \frac{1}{3}x$ ($0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow x = 15$)



図Ⅱ－2.1－3 再エネの導入状況に係る評価式及び評価図（加算点）

エ 未利用エネルギー⁵の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を前年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値

(算定方式)

$$\begin{array}{l} \text{前年度の未利用エネルギーの活用状況} \\ \text{(\%)} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{前年度の未利用エネルギーによる} \\ \text{発電電力量（送電端）(kWh)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前年度の供給電力量（需要端）} \\ \text{(kWh)} \end{array}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。活用していれば加算することとし、2%を満点として5点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

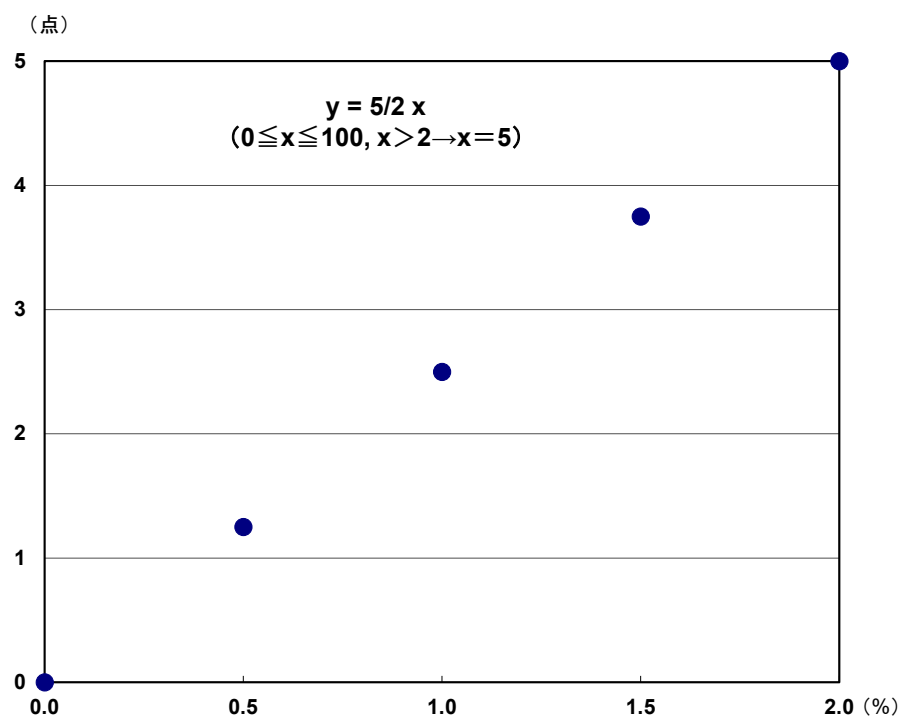
$$\text{加算点エ： } y = \frac{5}{2}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 2 \rightarrow x = 5)$$

⁵ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。
（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス



図Ⅱ－2.1－4 未利用エネルギーの活用状況に係る評価式及び評価図（加算点）

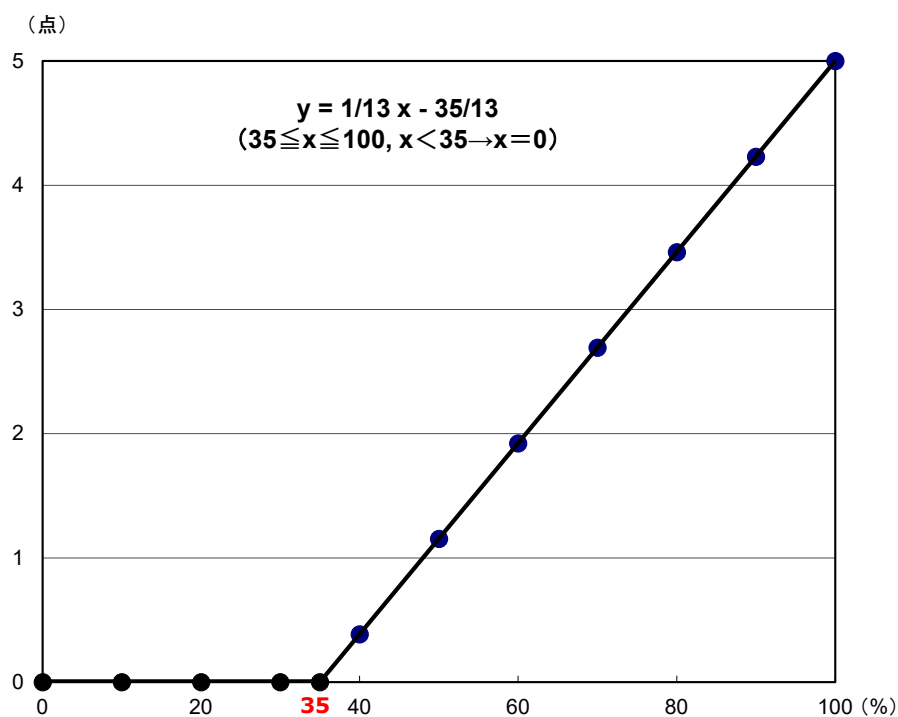
オ 追加性のある再エネ電気の評価

追加性の要件としては、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワーリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を対象とする。

調達電力に対して追加性のある再生可能エネルギー電気を 35%以上供給していれば加点することとし、100%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点オ： } y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13} \quad (0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow x = 0)$$



図Ⅱ－2.1－5 追加性のある再生可能エネルギー電気に係る評価式及び評価図（加算点）

カ 指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組

地域脱炭素化促進事業制度で認定された電力を供給していれば配点の満点を与える。別添 3-1 の適合証明書により、入札時に該当する電力及び証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

（３） 提出を必須とする資料

ウ～カ※の評価項目の取組状況を様式 1 により提出すること。

総合評価落札方式における評価項目の取組状況

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

このことについて、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名： 日本年金機構で使用する高圧電力（東京電力管内）

項目		自社の基準値／計画値／取組
ア	令和 7 年度 1kWh 当たりの事業者全体の二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	
イ	調達電力に占める再生可能エネルギーの割合（単位：％）	
ウ	令和 7 年度再生可能エネルギー導入状況（単位：％）	
エ	令和 7 年度未利用エネルギー活用状況（単位：％）	
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギーの割合（本契約の調達電力に占める再エネ割合※を右欄に記載すること。）（単位：％）	
カ	地域脱炭素化促進事業制度 （該当する場合には右欄に「有」と記載した上で関係書類を提出すること。）	

以上